第１章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景・目的

- 豊島区では、子どもたちが希望を持って今を生き、次代を担っていくことを願い、平成 18 年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定しました。
- 条例の趣旨を踏まえ、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するための指針として、平成 27 年 3 月に「豊島区子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画を含む）」を策定し、区民ニーズを踏まえた各種の子ども・子育て支援施策の充実に向けた取組を進めてきました。
- しかしながら、子ども・若者を取り巻く環境は時代の急速な変動とともにめまぐるしく変化し、その結果生じてきた様々な困難や新たな課題に対応できずにいる子ども・若者が増え、若年無業者（ニート）やひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫など、子ども・若者に関わる諸問題が深刻化しています。
- そこで、「豊島区子どもプラン」に含まれずサポート体制が不足している 18 歳以上の若者まで対象を拡大し、年齢階層で途切れることなく継続した支援、及び、様々な機関が連携してそれぞれの専門性を活かして支援を行うことができるような、縦横のネットワークを構築することを目指して、平成 29 年 3 月に「豊島区子ども・若者計画」を策定しました。
- さらに、子どもの貧困問題が社会問題となり、貧困対策を含む豊島区における子ども・若者の未来を応援する取組の方向性を示すものとして、平成 30 年 3 月「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」をまとめました。
- これまで、課題に対応する形で法令等に基づき様々な計画を策定し、施策を推進してきましたが、子育て・子育ち支援や、困難を抱える子ども・若者及びその保護者に対する地域ぐるみの支援など、社会全体で取り組むべき様々な課題が依然として残されています。
- こうした背景を踏まえ、子ども・若者支援策を総合的に展開するため、平成３1年度までを計画期間とする「豊島区子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画を含む）」及び「豊島区子ども・若者計画」の改定にあたり、２つの計画を統合し、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」の方向性を含めるとともに、新たに「子どもの権利推進計画」を盛り込んで、子ども・若者に関する総合計画を策定しました。

2 計画の位置付け・他の計画との関連

（1）関係法令との関係

- 本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画である「豊島区子どもプラン」を引き継ぐ計画となります。
- 子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に基づく「子どもの貧困対策についての計画」、豊島区子どもの権利に関する条例第 30 条に基づく「子どもの権利推進計画」として策定しました。

（2）区の関連計画との関係

- 豊島区基本計画に基づき、「子どもを共に育むまち」づくりの実現を目指す、豊島区基本計画の子ども若者福祉分野の計画として位置付けられます。
- 社会福祉法の規定に基づいて策定される「豊島区地域保健福祉計画」の子ども福祉分野の計画として位置付けられます。

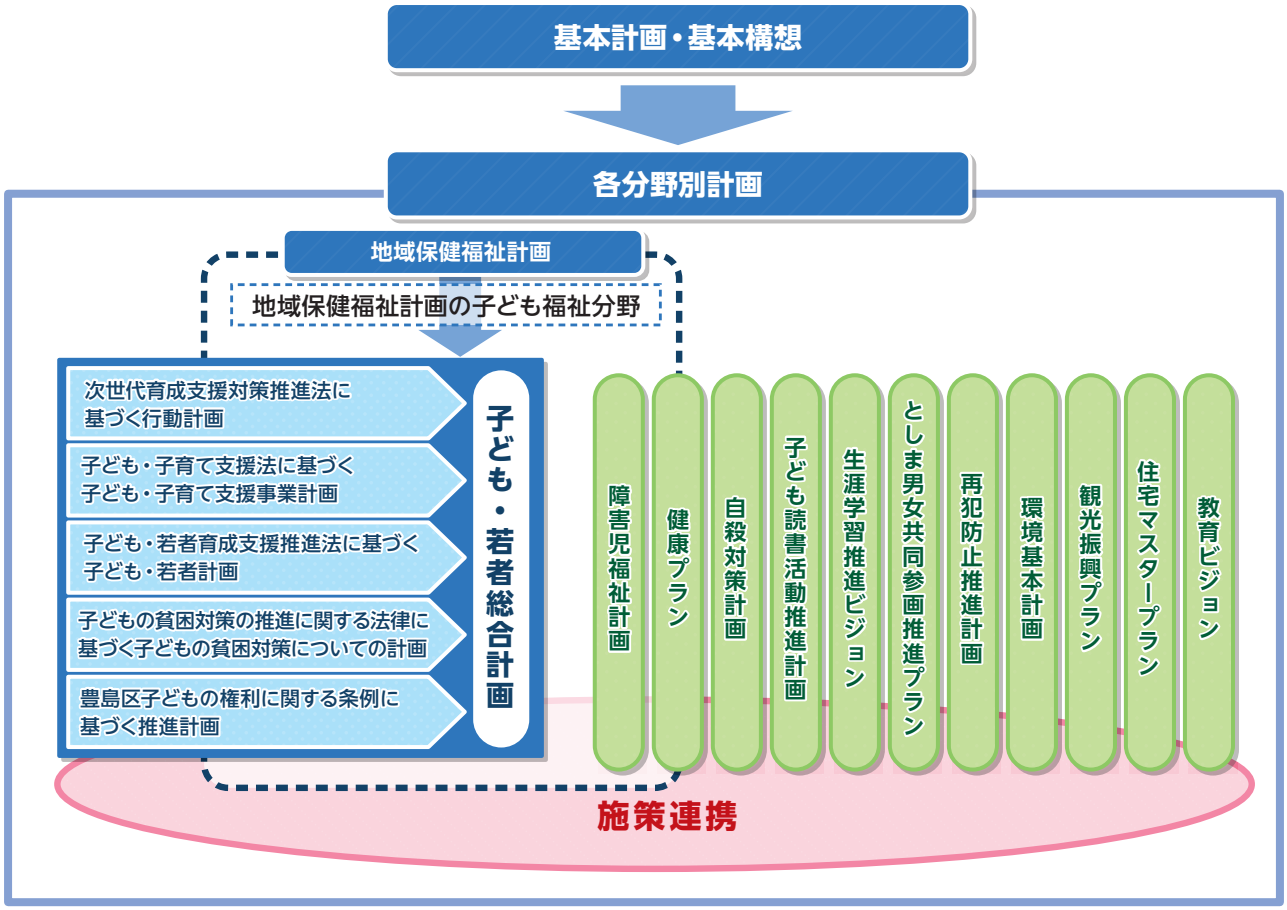

3 計画期間

- 今回の子ども・若者総合計画の計画期間は、令和２（2020）年度から令和６（2024）年度までの５年間です。

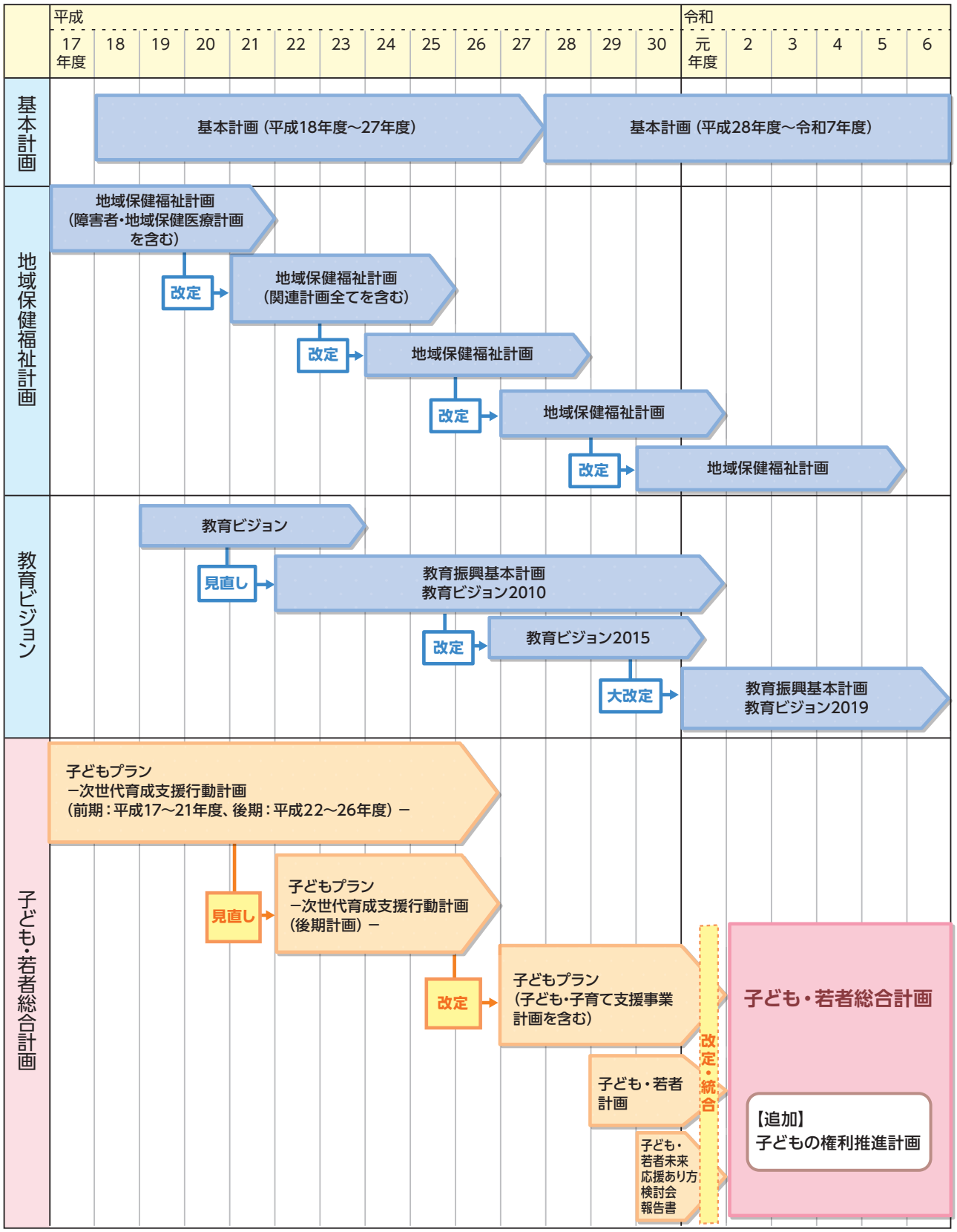

4 計画の対象

○本計画は、子ども・若者や妊娠期の方・子育て家庭を対象とします。計画の対象となる子ども・若者は原則として0歳から 30 歳までとし、一部の施策は概ね 39 歳までとします。

参考：関係法令・大綱等における「子ども」「若者」の年齢区分

条約

条約の名称	呼称	区分
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者

法律・大綱

法律・大綱の名称	呼称		区分
民法	未成年者		20歳未満の者（令和4（2022）年4月からは「18歳未満の者」）
刑法	刑事責任年齢		満14歳
少年法	少年		20歳未満の者
児童福祉法	児童		18歳未満の者
		乳児	1歳未満の者
		幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
		少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童手当法	児童		18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
子供・若者育成支援推進大綱	子供	乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
		学童期	小学生の者
		思春期	中学生からおおむね18歳までの者 ※思春期の者は、子供から若者への移行期として、施策により、子供、若者それぞれに該当する場合がある。
	若者	青年期	おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者
		ポスト青年期	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

条例

条例の名称	呼称	区分
豊島区子どもの権利に関する条例	子ども	18歳未満の者、18歳以上20歳未満で、学校や子どもに関する施設に在籍している者